第 5425 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2016年)平成28年 3月 10日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 欠損金の繰越控除

Q：欠損金の繰越控除制度が平成27年の税制改正で改正されているそうですが、どのようになっているのですか？

A：次のように改正されています。

【解説】

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金は、一定期間繰越をすることができ、欠損金の繰越控除を受ける事業年度において、一定割合を乗じた金額(中小法人等は全額)を損金の額に算入することができます。

概要は次のとおりです。

①一定割合

現行80%ですが、段階的に引き下げられます。

平成27年４月１日から平成29年３月31日までに開始する事業年度・・・65%

平成29年４月１日以後開始事業年度‥50%

②欠損金の繰越期間の延長

欠損金の繰越期間が９年から10年に延長されました。この改正は、平成29年４月１日以後開始事業年度に生じた欠損金に適用されます。

③新設法人の特例

法人の設立の日から７年を経過する日までの期間内に属する事業年度は、中小法人等と同様に全額が控除される(資本金５億円以上の大法人との間に完全支配関係がある法人等を除く)特例が創設されています。この改正は、平成27年４月１日以後開始事業年度に適用されます。